

感動を生む。想いをつなぐ。
The Entertain**media** Company

J:COM

ユニバーサルサービス政策委員会

合同ヒヤリング資料

2010年8月26日

株式会社ジュピターテレコム

取締役 事業戦略部門長 加藤 徹

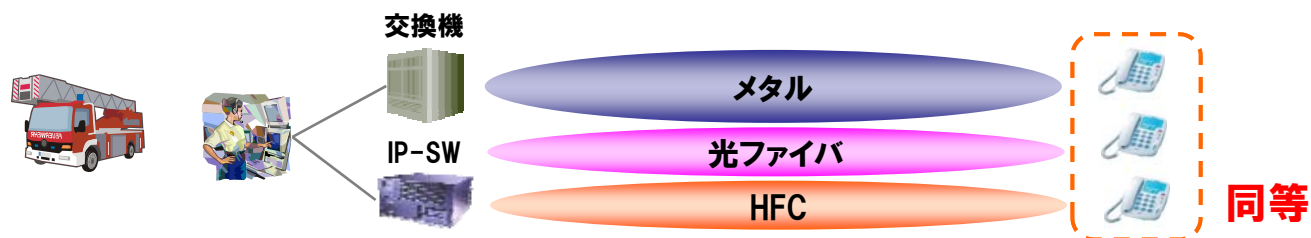
- **ユニバーサルサービスの制度は、通信の自由化の進展によりその段階で制度を変えていくべきものである**
- **現在は過渡期であるが、ここでは従来の主旨に加え、如何に民間の競争環境を保ち、公共の福祉の増進につなげるかが重要な課題である**

1.ユニバーサルサービスの対象

1. ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期間におけるユニバーサルサービスの対象

PSTN電話と同等の便益をもったIP電話はすべて対象とすることが適当

- サービスの顧客便益性を考慮した場合、「光IP電話」に限らず、現PSTN電話とほぼ同等とみなされている、全てのOABJ-IP電話が対象であることが適当と考える
*アクセスラインの形態(光ファイバやメタル等)は関係ない
- 「緊急通報」の取扱いは、「国民生活上の重要性」は同等であると考えため、OABJ-IP電話から発信される緊急通報も対象と考える
- 無線については、普及状況や料金水準の点で、未だ対象とはいえない



2. 検討事項1の検討結果等を踏まえた、ユニバーサルサービス基金の在り方

- コストの算定はメタルのIP収容も含め、合理的な方法で最低限になることが必要

ア 光IP電話をユニバーサルサービスの対象とする場合の補てんの要否

- 0ABJ-IP電話を提供する適格電気通信事業者に基金からの補てんを行うことは必要と考える
- ただし、コストや補てん額の算定方法は、PSTN電話と0ABJ-IP電話ではネットワークの形態が異なるため、新たな検討が必要と考える
- コストの算定はメタルのIP収容も含め、合理的な方法で最低限になることが必要

イ 加入電話の補てん額の算定方法の見直しの要否

- 二重張り負担を考慮した現行の補正は一過的なものであり、合わせて見直しが必要

2.ユニバーサルサービス基金の在り方

2. 検討事項1の検討結果等を踏まえた、ユニバーサルサービス基金の在り方

- 基礎的電気通信役務の大幅な規制緩和が必要

ウ その他

- 現在の基礎的電気通信役務に係る義務(約款届出・揭示義務・報告義務)を、全てのOABJ-IP電話事業者に適用することは過剰な規制となるため、大幅な規制緩和が必要
- 但し、補てんを受ける適格電気通信事業者は公正競争促進のため、現行以上の義務・規制、特に会計報告の峻別化により透明性を担保する必要がある

3. ブロードバンドサービスへの適用について

- 「光の道」構想を実現するためには、前倒しでの運用補てんが必要
- 「光の道」構想では、未整備の約10%の基盤整備方法について検討が行われているが、その中には運用補てんが必要な不採算地域が含まれている
- 当社は、公設民営等での基盤整備を提案し、民間企業が地域ごとに自由に参入できる形態を主張している
- 特定事業者への補てんは公正な競争環境を歪め、また、地域をまたがる大手事業者の採算－不採算地域間の利益補てんは不公正である
- 自由な参入形態を確保するためには、**運用補てんは事業開始当初から行われることが適当**であり、これにより体力のある大手事業者との間の公正な競争を担保する
- 運用補てんはユニバーサルサービス類似のスキームで行うことが適当である

【参考：「光の道」構想実現に向けて－基本的方向性－2010年5月18日】より】

(3)公共機関に対する超高速ブロードバンドサービスの提供

公共機関への超高速ブロードバンドについて、ブロードバンド利用促進に対する先導的役割を最大限活用するとともに、国民によるアクセスを保障する観点から、**ユニバーサルサービス類似の国民生活に重要な通信サービスとして位置付ける**ことを検討することが適当である

感動を生む。想いをつなぐ。

The Entertainmedia Company

J:COM